

第８章

計画の推進体制・進行管理標

第８章　計画の推進体制・進行管理

本章では、本計画の推進体制、普及啓発の方策、進行管理について示します。

１　計画の推進体制

（１）多様な主体の連携による推進

県は、関係部局間の緊密な連携を図りながら、総合的に施策・事業を推進します。

また、福岡県環境審議会、福岡県環境県民会議、福岡県地球温暖化防止活動推進センター、福岡県気候変動適応センター等を活用しつつ、県民、事業者、国、市町村、教育・研究機関、NPO・民間団体との連携・協働により、計画の推進を図ります。

各主体の連携・協働による地球温暖化対策の推進



　　　　　　　　　　　　　 図8-1　計画の推進体制

●県の役割

○県が率先して地球温暖化対策の取組を進めることにより、県民、事業者及び市町村による地球温暖化対策の取組を促進します。

○県内の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出の抑制、気候変動の影響への適応等のための総合的かつ計画的な施策を推進します。

○地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、　助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講じるとともに、市町村における取組の優良事例の収集と他の市町村への普及促進に努めます。

●市町村の役割

○地域脱炭素ロードマップに基づき、基礎自治体である市町村が地域の特性に応じた脱炭素先行地域を創出するなど、積極的に地域の脱炭素化を推進することが期待されています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律第２条第６項に規定された地域脱炭素促進事業に関する事項を定めた地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定し、当該事業を実施することで、地域の脱炭素化を推進することが期待されています。

○地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、自ら温室効果ガス排出削減に係る率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることが求められます。

○自然的社会的条件の類似する市町村間において共通して有効と思われる対策・施策を共同で実施するなど、他の市町村との多様な連携を通じた広域的な地球温暖化対策の推進が望まれています。

●県民の役割

○地球温暖化問題が日常生活や社会経済活動等に深刻な影響を及ぼすことを理解し、日々の生活の中で、省資源、省エネ商品の選択、エコドライブなど、一人一人が脱炭素型のライフスタイルへの転換に取り組むことが期待されます。

○家庭で省エネルギーに取り組むエコファミリーに参加し、電気やガス、水道の使用量削減等に取り組むことが期待されます。

○気候変動適応についても関心と理解を深めるとともに、気候変動影響に関する情報を収集し、日常生活において本計画の施策に協力することが期待されます。

●事業者の役割

○デジタル化やAIの活用などにより、生産プロセスを改善してエネルギー消費量を削減するほか、使用する燃料を再生可能エネルギー等に転換することで脱炭素化を推進することが期待されます。

○社会貢献・環境エネルギー政策という位置付けだけではなく、脱炭素型の経営により企業価値が向上するという考え方で取組を推進することが期待されます。

○事業活動における省エネルギー活動をはじめとした環境負荷の低減のため、設備の運用改善、省エネルギー設備の導入、エコドライブ、従業員への環境教育など、環境負荷を低減した事業活動に取り組むことが期待されます。

○環境に配慮した事業活動に取り組むエコ事業所に登録し、電気や自動車燃料使用量等の削減に取り組むことが期待されます。

○気候変動適応についても、それぞれの業種に関する情報を収集し、事業継続計画（BCP）の策定等に取り組むことが期待されます。

●福岡県環境審議会

○県の環境保全に関する審議を行うために学識経験者などで構成する「福岡県環境審議会」において、本計画の取組の進捗状況や削減目標の達成状況を踏まえ、施策の進め方や新たな施策について検討を行います。

●福岡県環境県民会議

○地域における環境への取組を通じて地球環境の保全に貢献する「福岡県環境県民会議」において、県民、事業者及び行政が一体となり、家庭や事業者から排出される二酸化炭素削減など本計画の推進に努めていきます。

●福岡県地球温暖化防止活動推進センター

○地球温暖化対策の普及啓発活動の拠点として県が指定する「福岡県地球温暖化防止活動推進センター」（以下：温防センター）において、本計画に掲げた取組を進めるため、県民、事業者に対する普及啓発を積極的に展開していきます。

●福岡県地球温暖化防止活動推進員

○地域に密着した地球温暖化対策を進めるために県が委嘱する「福岡県地球温暖化防止活動推進員」は、県、温防センター、市町村と連携し、地域における地球温暖化対策の推進に取り組んでいきます。

●福岡県省エネルギー推進会議

○事業所における省エネルギーの取組を促進し地球温暖化防止と企業振興に貢献する「福岡県省エネルギー推進会議」において、民間企業、事業者団体及び行政機関が一体となり、中小企業等のエネルギーコストの低減及び温室効果ガス排出削減を推進していきます。

●福岡県気候変動適応センター

○県内における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析、調査研究、普及啓発活動等を行っていきます。

●福岡県気候変動適応推進協議会

○県における気候変動適応について関係者間で情報を共有するとともに、専門家等の助言・提言により県における効果的な適応策の推進を図っていきます。

（２）庁内及び関係組織による推進体制

地球温暖化対策やエネルギー政策を全庁的に推進するため「福岡県地球温暖化対策施策連絡調整会議」、「福岡県エネルギー政策推進本部」及び「福岡県環境対策協議会」において、多岐にわたる地球温暖化対策の推進・進行管理に関する検討・調整を行います。

さらに、県内６か所に設置する「地域環境協議会」において、地域における地球温暖化対策に取り組みます。



図8-2　計画の推進体制

 ●福岡県地球温暖化対策施策連絡調整会議

　 ○県の地球温暖化対策施策の総合調整と情報共有を行い、県内における地球温暖化対策を部局間で連携して一元的に推進していきます。

●福岡県エネルギー政策推進本部

○エネルギーの効率的利用、地域の特性に応じた多様なエネルギーの導入促進など、エネルギー需給両面からの取組に関する施策を部局間で連携して一元的に推進していきます。

●福岡県環境対策協議会

○県の環境保全対策に関する重要事項の連絡、審議及び調整を行う中で地球温暖化対策についても部局間で連携して推進していきます。

●地域環境協議会

○地域における地球温暖化対策、生物多様性の保全・再生等の施策や環境教育を推進する「地域環境協議会」において、県保健福祉環境事務所などの県出先機関、NPO、事業者、市町村などが一体となり、地域の諸課題に関する情報共有、協働により対策を推進していきます。

２　計画の進行管理

本計画の実効性を高め、地球温暖化対策を進めるため、次の基本的考え方及び手順に基づき、計画の進行管理を行っていきます。

（１）計画を踏まえた取組の実施と取組状況等の点検・評価・公表

計画の進行管理に当たっては、温室効果ガス削減に向けた取組の設定（Plan）→実施（Do）→実施状況の把握及び点検・評価（Check）→見直し（Action）を一連の流れとするPDCAサイクルの考え方を取り入れます。

県は、毎年度、取組の進捗状況を把握するとともに、県内の温室効果ガス排出量の算定を行い、削減目標の達成状況を点検・評価します。

取組の進捗状況、削減目標の達成状況については、毎年度、県環境白書において公表するとともに、福岡県環境審議会、福岡県環境県民会議、福岡県省エネルギー推進会議に対して報告を行い、意見を求めます。

さらに、ホームページ等の活用により、県民・民間団体や事業者の方々に広く提供していきます。

（２）施策への反映と計画の見直し

本計画の進捗状況の評価を踏まえ、必要に応じて施策の進め方を改善していくとともに、計画を推進していく上で新たな施策の検討を行います。

また、社会情勢等の変化に対応するため、概ね５年ごとに本計画の見直しを行うものとします。

県民、福岡県環境審議会、福岡県環境県民会議　等

図8-3　計画の進行管理

・各種施策・事業の実施

・各主体の自主的取組・協働

**実施（Do）**

**計画・設定（Plan）**

**見直し（Action）**

**点検・評価（Check）**

・施策の進捗状況の把握

・温室効果ガス排出量の把握・公表

・次年度以降の施策事業へ反映

・計画の見直しへの反映

・計画の策定・改定

・各年事業計画の立案

公表・報告

意見反映